

無料

令和7年度

港区
みなと保健所

高齢者新型コロナウイルス感染症 予防接種のお知らせ

港区では、高齢者（65歳以上）を対象とした公費負担での新型コロナウイルス感染症予防接種を行います。新型コロナウイルス感染症の感染・重症化予防にはワクチン接種が有効ですので、希望する人は、かかりつけの医師とよく相談し、早めに予防接種を受けて流行に備えましょう。

必ず、次の各項目をよくお読みになってから、予防接種を受けてください。

対象者	・ 65歳以上（昭和36年4月1日までに生まれた人）で、接種を希望する人 ・ <u>必ず65歳以上になってから、接種を受けてください。</u>
接種期間	令和7年10月1日（水）から 令和8年3月31日（火）まで ※インフルエンザ予防接種と接種期間の終了日が異なりますのでご注意ください。
費用	無 料（接種期間中に1回のみ）
接種場所	・ 同封の「令和7年度港区高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種実施医療機関名簿」の中から医療機関を選んで接種を受けてください。 ・ 予約が必要な場合がありますので、必ず事前に医療機関にご確認ください。 ・ 東京23区内の指定医療機関でも接種を受けることができます。接種を希望する医療機関、又は医療機関所在地の保健所等で、事前に指定医療機関であることを確認の上、接種を受けてください。 ・ 東京23区以外の指定医療機関で公費での接種を希望する場合、接種を受ける前に「予防接種実施依頼書」の申請手続きが必要です。この手続きをせずに接種を受けた場合は、任意予防接種となり、港区の費用助成を受けることができませんので、ご注意ください。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。  港区ホームページは『港区 高齢者コロナ』で検索できます。 ←二次元コードをスマートフォンで読み取ると、新型コロナウイルス感染症予防接種のページをご覧ください。
接種方法	・ 同封の「高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種予診票（枠が茶色の紙）」に必要事項を記入し、必ず医療機関に持参して接種を受けてください。 ※鉛筆や消せるボールペンは使わないでください。 ・ 予防接種を受ける際に、予診票（枠が茶色の紙）を持参しなかった場合、<u>有料</u>になりますのでご注意ください。

【問合せ】 予診票コールセンター 電話 03-6400-0094
みなと保健所 保健予防課 保健予防係 電話 03-6400-0081 FAX03-3455-4460
< 裏面もお読みください >

新型コロナウイルス感染症予防接種を受けるにあたって

◇新型コロナウイルスとは

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれます。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種（一本鎖 RNA ウイルス）で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っています。自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。

◇新型コロナワクチンの予防接種を受ける際の注意

（１）接種を受ける前の注意

予防接種を受ける前に、このお知らせをよく読み、気にかかることやわからないことがあれば必ず医師に質問して十分納得した上で接種を受けてください。また、予防接種予診票は必ず事前に記入して、予防接種の当日、医療機関にお持ちください。

（２）予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱（通常 37.5℃以上）している人
- ② 重い急性疾患にかかっている人
- ③ ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症を起こしたことがある人
- ④ その他、医師が予防接種を受けない方がいいと判断した人

（３）予防接種を受ける時に、医師に相談する必要がある人

- ① 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
- ② 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ③ 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ④ 過去に予防接種を受けて、接種後 2 日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が見られた人
- ⑤ ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

ワクチン接種は体調のよいときに受けるのが基本ですので、特に基礎疾患のある方は、病状が悪化していたり、全身が衰弱している場合は避けた方がよいと考えられます。ご心配な方は、主治医にご相談ください。

また、新型コロナワクチンは筋肉内に注射することから、抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある方は、接種後の出血に注意が必要とされています。

（４）予防接種を受けた後の注意

ワクチンを接種した後は、接種部位の痛みが出たり、倦怠感、発熱、頭痛や関節痛などが生じることがあります。このような症状が出たときのために、できるだけ接種当日・翌日に無理をしないですむように予定を立てておくとういでしょう。これらの症状は、たいてい数日以内に軽快することが分かっています。

ワクチンを受けた当日は、激しい運動や過度の飲酒などは控えましょう。接種部位については、清潔に保つよう心がけてください。

また、『予防接種済証（本人控）』は、予防接種記録票となりますので大切に保管してください。

◇インフルエンザ予防接種について

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 8 年 1 月 31 日（土）まで、インフルエンザ予防接種を実施しています。インフルエンザ予防接種と、新型コロナウイルス感染症予防接種は間隔を空けずに接種することが可能です。

◇新型コロナワクチンの予防接種の副反応

新型コロナワクチンの主な副反応として、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

◇予防接種健康被害救済制度

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。定期の予防接種による副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような健康被害が発生し、予防接種によるものと認定された場合に、予防接種法に基づく補償給付を受けることができます。

【問合せ】 予診票コールセンター 電話 03-6400-0094
みなと保健所 保健予防課 保健予防係 電話 03-6400-0081 FAX03-3455-4460